



おくやみ ガイドブック



枚 方 市

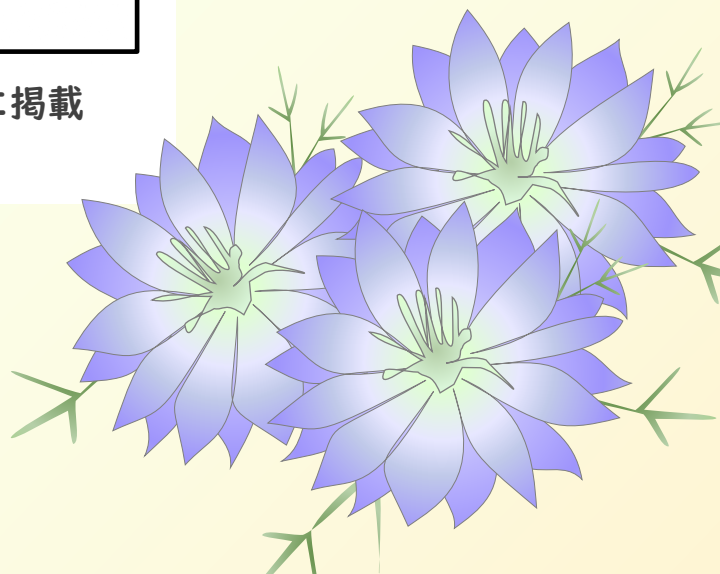
おくやみコーナー

おくやみコーナー専用ダイヤル

☎072-841-1430

詳細は次ページ、持ち物一覧は 24 ページに掲載

令和 7 年 4 月 1 日現在



おくやみコーナーについて

この度は、ご親族の逝去にあたり、心よりお悔やみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きは、亡くなられた方により、必要な手続きが異なります。また、複数の窓口にまたがることも多く、ご遺族の大きな負担となっています。

そこで、本市では「おくやみコーナー」を設置し、市役所の手続きについて説明するとともに、申請書の作成をお手伝いするなど、少しでも負担を軽減して必要な手続きを行っていただけるよう、ご案内します。どうぞ、ご利用ください。

設置場所：市役所別館2階 市民生活政策課内

取扱業務：次ページに掲載の業務

（要件により、担当課を案内する場合があります。）

詳しくは、本市ホームページ参照。

【アクセス方法】

枚方市ホームページ⇒「おくやみ」

⇒「おくやみコーナーについて」



**おくやみコーナーは、ご予約いただくと案内がスムーズになります。
(予約なしでも受付可)**

予約方法①

おくやみコーナーホームページから、「窓口予約システム」で、オンライン予約
(窓口予約システムは、前日の午後2時に受付を締め切ります。)

予約方法②

おくやみコーナー専用ダイヤル ☎072-841-1430 FAX 072-846-2770

〔 電話での受付時間：平日 9:00～17:30 〕
〔 土日祝及び12月29日～1月3日を除く 〕

おくやみコーナーのホームページからは、以下のサービスをご利用いただけます。

① 必要な手続きを事前に確認できます

故人に関する質問に答えていただくことで、必要な手続きを抽出します。

② 郵送可能な手続きの一覧を掲載しています

市役所に来庁せずに申請書等を郵送することで完了する手続きの一覧を掲載しています。(申請書もダウンロードできます。)

おくやみコーナー申請受付業務一覧



部署名	主な手続き	参照ページ
市民課	世帯主変更届	8-①
	住民基本台帳カードの返納	21-③
	個人番号カード（通知カード）の返納	21-④
保険年金課	国民健康保険葬祭費支給申請	8-②
	後期高齢者医療葬祭費支給申請	10-②
医療助成・児童手当課	医療証に係る手続き （子ども・重度障害者・老人医療）	13-③
市民税課	市・府民税の相続人代表者の指定届	18-②
資産税課	固定資産税・都市計画税 納税義務者(相続人)届出	18-③
障害支援課	障害者手帳の返還 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）	12-③
	障害福祉サービスの死亡による支給取消	13-①
介護認定給付課	高額介護サービス費口座変更届出	10-④
住宅まちづくり課	土地・建物に関する緊急連絡先の届出	18-④

※ 担当部署については令和7年4月1日現在のものです。

市役所での手続チェックリスト



区分	故人について		主な手続き	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主	☐	●世帯主変更届	市民課	8-①
国民健康保険	国民健康保険の被保険者	☐	●葬祭費支給申請	保険年金課	8-②
		☐	○高額療養費等の振込口座の登録・変更		8-③
	国民健康保険の被保険者（擬制世帯主を含む）	☐	○国民健康保険料の変更及び精算		8-④
		☐	○世帯主変更届出		9-①
	扶養者を職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入させていた	☐	○国民健康保険の加入届出		9-②
高齢者	後期高齢者医療の被保険者	☐	●葬祭費支給申請	医療助成・児童手当課	10-②
		☐	○高額療養費等の振込口座の登録・変更		10-①
		☐	○保険料の精算		9-③
	老人医療の受給者	☐	●登録口座の変更	医療助成・児童手当課	13-③
		☐	●医療費助成の申請		
介護保険	65歳以上の枚方市の介護保険被保険者	☐	○介護保険料の精算	保険年金課	10-③
	枚方市の介護保険被保険者（未受領の高額介護サービス費がある人）	☐	●高額介護サービス費口座変更届出	介護認定給付課	10-④
	緊急通報装置利用者	☐	○緊急通報装置返却手続き	健康福祉総合相談課	11-①
年金	国民年金の加入者	☐	○遺族基礎年金の請求	保険年金課	11-②
		☐	○死亡一時金の請求		11-③
		☐	○寡婦年金の請求		12-①
	遺族基礎年金のみの受給者 障害基礎年金のみの受給者	☐	○未支給年金の請求		12-②
	60歳未満の配偶者を国民年金3号被保険者として扶養していた	☐	○国民年金の種別変更届出		11-④

※おくやみコーナーでの取り扱い業務：「主な手続き」欄の「●」が付いた業務

区分	故人について	主な手続き	担当課	参照ページ
子ども	児童手当・特例給付	☐ ○額改定届（減額）	医療助成・児童手当課	13-④
		☐ ○受給事由消滅届		14-①
		☐ ○未支払請求		14-②
	児童扶養手当	☐ ○額改定届（減額）		13-④
		☐ ○資格喪失届		14-③
		☐ ○受給事由変更届		14-④
		☐ ○支給停止関係届		15-①
		☐ ○受給者死亡届		15-②
	特別児童扶養手当	☐ ○受給者死亡届・新規認定請求		16-②
		☐ ○未支払請求		16-①
		☐ ○額改定届（減額）		13-④
		☐ ○資格喪失届		15-④
		☐ ○支給停止関係届		15-③
	子ども医療の受給者	☐ ●資格喪失の届出		13-③
		☐ ●登録口座の変更		
		☐ ●医療費助成の申請		
	ひとり親家庭医療の受給者	☐ ○資格喪失の届出		13-③
		☐ ○登録口座の変更		
		☐ ○医療費助成の申請		
教 育	就学援助制度の利用者	☐ ○就学援助制度に係る手続き	学校支援課	17-①
	枚方市奨学生	☐ ○枚方市奨学生に係る手続き		17-②
障 害	障害者手帳の所持者	☐ ●障害者手帳の返還	障害支援課	12-③
	障害福祉サービスの受給者	☐ ●障害福祉サービスの死亡による支給取消		13-①
	各種手当の受給者	☐ ○特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の死亡届	障害企画課	13-②
	重度障害者医療の受給者	☐ ●資格喪失の届出	医療助成・児童手当課	13-③
		☐ ●登録口座の変更		
		☐ ●医療費助成の申請		
税 金	市・府民税の納税者	☐ ●市・府民税の相続人代表者の指定届	市民税課	18-②
	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター等）所有者	☐ ○原動機付自転車等の廃車・名義変更手続き		19-①
	固定資産税等の納税義務者	☐ ●納税義務者届出	資産税課	18-③

※おくやみコーナーでの取り扱い業務：「主な手続き」欄の「●」が付いた業務

区分	故人について		主な手続き	担当課	参照 ページ
水 道	水道料金等の福祉減免を受けている者	☐	○減免廃止の届出	お客さまセンター	20-②
	水道の契約者	☐	○名義変更の届出		20-③
		☐	○閉栓の届出		
	水道料金等の口座引き落とし利用者	☐	○水道料金等の引き落とし口座の変更		20-④
その他	被爆者健康手帳もしくは健康診断受診者証の所持者	☐	○原子爆弾被爆者の死亡届	保健予防課	17-③
	被爆者健康手帳の所持者	☐	○原子爆弾被爆者の葬祭料支給申請		17-④
	石綿健康被害医療手帳の所持者（申請中の場合含む）	☐	○石綿（アスベスト）健康被害救済制度に係る死亡の手続き		18-①
	森林の所有者	☐	○森林の土地所有者の届出	農業振興課	19-②
	農地の所有権や賃借権の所有者	☐	○農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局	19-③
	土地・建物の所有者	☐	●土地・建物に関する緊急連絡先の届出	住宅まちづくり課	18-④
	犬の飼養者	☐	○犬の登録・変更	保健衛生課	20-①
	浄化槽の管理者	☐	○浄化槽関係届出		21-①
	汲み取り式トイレの利用者	☐	○し尿収集関係届出	希釈放流センター	21-②
	住民基本台帳カードの所持者	☐	●住民基本台帳カードの返納	市民課	21-③
	個人番号カード（通知カード）の所持者	☐	●個人番号カード（通知カード）の返納		21-④
	印鑑登録証の所持者	☐	●印鑑登録証の返納		21-⑤

※おくやみコーナーでの取り扱い業務：「主な手続き」欄の「●」が付いた業務

郵送可能手続き一覧



部署名	主な手続き（各手続き欄に「〒」マークを付けています。）	参照 ページ	申請書 (※)
保険年金課	国民健康保険葬祭費支給申請	8-②	●
	後期高齢者医療葬祭費支給申請	10-②	●
医療助成・ 児童手当課	児童手当・特例給付 額改定届（減額）	13-④	●
	児童手当・特例給付 受給事由消滅届	14-①	●
	児童扶養手当 額改定届（減額）	13-④	
	児童扶養手当 資格喪失届	14-③	
	児童扶養手当 受給事由変更届	14-④	
	児童扶養手当 支給停止関係届	15-①	
	特別児童扶養手当 額改定届（減額）	13-④	
	特別児童扶養手当 資格喪失届	15-④	
	特別児童扶養手当 支給停止関係届	15-③	
	医療証に係る手続き （子ども・重度障害者・老人医療・ひとり親家庭医療）	13-③	●
市民税課	相続人代表者の指定届	18-②	●
資産税課	納税義務者(相続人)届出	18-③	●
農業振興課	森林の土地所有者の届出	19-②	●
農業委員会事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出	19-③	●
障害支援課	障害福祉サービスの死亡による支給取消	13-①	●
介護認定給付課	高額介護サービス費口座変更届出	10-④	●
住宅まちづくり課	土地・建物に関する緊急連絡先の届出	18-④	●
お客さまセンター	上下水道料金等福祉減免廃止届	20-②	●
	名義変更の届出・閉栓の届出	20-③	●
	上下水道料金等引き落とし口座の変更	20-④	
保健衛生課	浄化槽関係届出	21-①	●

以上の手続きについては、申請書を郵送してもらうことで手続きが完了します。（市役所への来庁は不要です。）

添付資料をそろえ、必要事項をご記入の上、下記まで送付してください。

※「●」がついている申請書の様式は、ホームページからダウンロード可能。

申請書送付先 〒573-8666 枚方市役所 おくやみコーナー宛（住所不要）

市役所以外での主な手続き一覧



手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	○返納	枚方警察署 枚方市大垣内町 2 丁目 16-8 TEL : 072-845-1234 FAX : 072-841-8251 交野警察署 交野市倉治 1 丁目 40-1 TEL : 072-891-1234 FAX : 072-891-1346
軽自動車	○名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町 4 丁目 20-1 TEL : 050-3816-1841 FAX : 072-676-9131
125cc 超オートバイ 普通自動車	○名義変更・廃車等	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町 12-1 TEL : 050-5540-2058 FAX : 072-825-0499
国 税	○相続税の手続き	枚方税務署 枚方市大垣内町 2 丁目 9-9 TEL : 072-844-9521
	○所得税・消費税申告等	
不動産登記等	○土地・家屋等所有者の 相続登記等	大阪法務局 枚方出張所 枚方市大垣内町 2 丁目 4-6 TEL : 072-841-2524
	○法定相続情報証明制度	
年 金	○年金に関する手続き	枚方年金事務所 枚方市新町 2 丁目 2-8 TEL : 072-846-5011 FAX : 072-846-2638
		街角の年金相談センター 枚方市岡東町 5-23 アーバンエース枚方ビル 2 階
遺言書	○遺言書の検認・開封	大阪家庭裁判所 受付係（家事事件係） 大阪市中央区大手前 4 丁目 1-13 TEL : 06-6943-5745
	○相続放棄等	
公証役場	○公正証書の確認	枚方公証役場 枚方市大垣内町 2 丁目 16-12 5 階 TEL : 072-841-2325 FAX : 072-841-2326

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先
生命保険	○死亡保険金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預金関係	○口座凍結の解除手続き	各金融機関等
電気・ガス・NHK 電話(固定・携帯) インターネット等	○名義変更・口座変更・ 解約等	各契約会社

※おくやみコーナー持ち物一覧は 24 ページに掲載しています

(8-①) 世帯主変更届

担当窓口▶市民課 ☎072-841-1309 FAX072-841-3039

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に 15 歳以上の世帯員が 2 名以上いるときは、世帯主変更の届出が必要となります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類 ☐ 委任状（別世帯員から届出の場合） ▶ 亡くなられた日から 14 日以内

(8-②) 葬祭費支給申請（国民健康保険）

〒

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

資格を有していた被保険者の葬祭を行った人に、葬祭費 50,000 円を支給する制度です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 資格確認書等 ☐ 葬儀の領収書や会葬礼状等 ▶ 葬祭を行った日の
☐ 振込先口座確認書類 翌日から 2 年間

(8-③) 高額療養費等の振込口座の登録・変更（国民健康保険）

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

高額療養費等国民健康保険の給付が発生した場合の振込先口座の名義人の登録・変更手続きです。

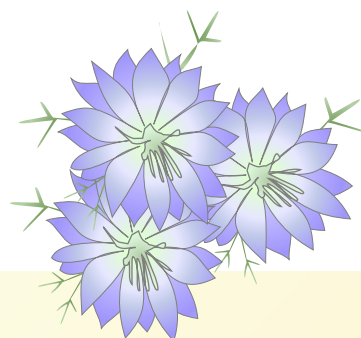
持 ち 物

☐ 振込先口座確認書類

(8-④) 国民健康保険料の変更及び精算

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

亡くなられたことにより保険料を変更または精算し、後日郵送により通知します。未納の保険料がある場合は納付書を同封（もしくは口座振替）します。還付が生じる場合は別途お知らせします。



(9-①) 世帯主変更届出（国民健康保険）

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

新たな国民健康保険上の世帯主（擬制世帯主を含む）の設定の手続きです。

持 ち 物

- ☐ 資格確認書など国民健康保険関係の各種証
（故人と同一世帯の方の分）
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 委任状（別世帯員からの届出の場合）

期 限 ・ 期 間

▶亡くなられた日から14日以内

(9-②) 国民健康保険の加入届出

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

故人の職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に被扶養者として加入されていた方は、新たに職場の健康保険に加入するか、生活保護を受ける場合を除いて、国民健康保険に加入する必要があります。

持 ち 物

- ☐ 健康保険資格喪失証明書
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ マイナンバーのわかるもの（加入者全員及び届出人の分）
- ☐ 委任状（別世帯員からの届出の場合）

期 限 ・ 期 間

▶亡くなられた日から14日以内

国民健康保険料を口座振替により納付する場合

- ☐ 口座確認書類
- ☐ 金融機関お届け印

(9-③) 後期高齢者医療保険料の精算

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

亡くなられたことにより保険料額を変更します。

後日、変更後の通知書を郵送しますので、未納の保険料が発生する場合は納付書を送付するか、口座から引き落としをさせていただきます。還付が生じる場合は後日申請書を送付します。



(10-①) 高額療養費の振込口座の登録・変更（後期高齢者医療）

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

高額療養費が発生した場合の振込先口座の名義人の登録・変更手続きです。なお、対象の方には後日申請書を郵送します。

持 ち 物

☐振込先口座確認書類

(10-②) 葬祭費支給申請（後期高齢者医療）

〒

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

資格を有していた被保険者の葬祭を行った人に、葬祭費 50,000 円を支給する制度です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐資格確認書等

☐振込先口座確認書類

▶葬祭を行った日の
翌日から2年間

☐葬儀の領収書等

(10-③) 介護保険料の精算

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1403 FAX072-841-3716

亡くなられたことにより保険料額を変更します。

後日、変更後の通知書を郵送しますので、未納の保険料が発生する場合は納付書を送付するか、口座から引き落としをさせていただきます。還付が生じる場合は後日申請書を送付します。

(10-④) 高額介護サービス費口座変更届出

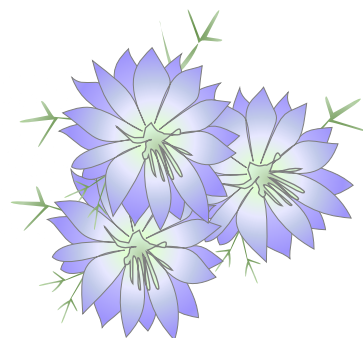
担当窓口▶介護認定給付課 ☎072-841-1460 FAX072-844-0315

自己負担額が上限額を超えた場合に、相続人の口座に振り込むため「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を提出してください。

持 ち 物

☐相続人の振込先口座確認書類

☐相続人の本人確認書類



(11-①) 緊急通報装置返却手続き

担当窓口▶健康福祉総合相談課 ☎072-841-1401 FAX072-841-5711

緊急通報装置の利用者が亡くなった場合、緊急通報装置を返却してください。

返却方法は、①市役所へ持参 もしくは ②業者撤去 です。

① 市役所へ持参の場合は、以下の持ち物をご持参ください。

② 業者撤去の場合は、健康福祉総合相談課（841-1401）までご連絡ください。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 緊急通報装置（本体・手元スイッチ・ペンダント）

▶速やかに

(11-②) 遺族基礎年金の請求

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1407 FAX072-841-3039

国民年金の加入者が亡くなったときに、支給要件（保険料納付月数及び、故人と生計を同じくしていた等）に該当すれば、子のある配偶者または子に支給される場合があります。※支給要件に該当しない場合は請求できません。支給要件については、年金担当課から枚方年金事務所に確認します。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

☐ 死亡診断書

▶亡くなった日から5年以内

☐ マイナンバーのわかるもの

☐ 戸籍謄本

☐ 振込先口座確認書類

☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書

(11-③) 死亡一時金の請求

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1407 FAX072-841-3039

国民年金の加入者が亡くなったときに、支給要件（保険料納付月数及び、故人と生計を同じくしていた等）に該当すれば、配偶者または子などの遺族に一時金として支給される場合があります。※支給要件に該当しない場合は請求できません。支給要件については、年金担当課から枚方年金事務所に確認します。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

☐ マイナンバーのわかるもの

▶亡くなった日から2年以内

☐ 戸籍謄本

☐ 振込先口座確認書類

☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書

(11-④) 国民年金の種別変更届出

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1407 FAX072-841-3039

故人が職場で厚生年金保険に加入していて、その配偶者（60歳未満）が被扶養者として国民年金3号被保険者となっていた方は、新たに職場で厚生年金保険に加入する場合を除き、国民年金1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 届出人の本人確認書類

▶亡くなった日から14日以内

☐ マイナンバーのわかるもの

☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書

(12-①) 寡婦年金の請求

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1407 FAX072-841-3039

国民年金の加入者が亡くなられたときに、支給要件（保険料納付月数及び婚姻期間が10年以上あり、故人と生計を同じくしていた等）に該当すれば、60歳から65歳に達するまで妻に支給される場合があります。※支給要件に該当しない場合は請求できません。支給要件については、年金担当課から枚方年金事務所に確認します。

持 ち 物

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 死亡診断書
- ☐ マイナンバーのわかるもの
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 振込先口座確認書類
- ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書

期 限 ・ 期 間

▶ 亡くなられた日から
60歳到達前まで

(12-②) 未支給年金の請求

担当窓口▶保険年金課 ☎072-841-1407 FAX072-841-3039

基礎年金の受給者が亡くなられたときに、支給要件（支払われるはずの年金が残っている、故人と生計を同じくしていた等）に該当すれば、配偶者または子などの遺族に一時金として支給される場合があります。※支給要件に該当しない場合は請求できません。支給要件については、年金担当課から枚方年金事務所に確認します。

持 ち 物

- ☐ 振込先口座確認書類
- ☐ 本人確認書類
- ☐ マイナンバーのわかるもの
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 年金証書

期 限 ・ 期 間

▶ 亡くなられた日から5年以内

過去に厚生年金に加入していた時期があった方は、枚方年金事務所での手続きとなります。
(問合せ)枚方年金事務所 TEL:072-846-5011 FAX:072-846-2638

(12-③) 障害者手帳の返還

担当窓口▶障害支援課 ☎072-841-1457 FAX072-841-5123

次のいずれかの手帳を交付されていた方が亡くなられた場合は、手帳を返還してください。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

持 ち 物

- ☐ 交付されている手帳

期 限 ・ 期 間

▶ 速やかに

(13-①) 障害福祉サービスの死亡による支給取消



担当窓口▶障害支援課 ☎072-841-1457 FAX072-841-5123

児童福祉法・障害者総合支援法による障害福祉サービス利用者が亡くなられた場合、必要事項を記入の上、受給者証等と合わせて担当窓口へご提出ください。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐障害福祉サービス等受給者証

▶速やかに

(13-②) 特別障害者手当等の死亡届

担当窓口▶障害企画課 ☎072-841-1152 FAX072-841-5123

亡くなられた方が次のいずれかの手当を受給していた場合、死亡届の届出が必要です。

・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐振込先口座確認書類

▶速やかに

(13-③) 医療証（子ども・重度障害者・老人・ひとり親家庭）に係る手続き



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1359 FAX072-841-3039

医療証（子ども・重度障害者・老人・ひとり親家庭）の所持者が亡くなれたことに伴う資格喪失の届出（老人医療は制度終了のため不要）及び登録口座の変更が必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐本人確認書類

☐各種医療証

▶速やかに

☐医療機関領収書(原本) ※医療証未適用のものがあれば

☐振込先口座確認書類 ※相続人名義

(13-④) 児童手当・特例給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当額改定届（減額）



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

各種手当の対象児童が複数おり、そのうち一部の方が亡くなれた場合は額改定届（減額）の提出が必要です。手続きが遅れると過払いとなり、返還金が発生する場合があります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐本人確認書類

▶速やかに

☐死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(14-①) 児童手当・特例給付 受給事由消滅届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人以外に児童手当・特例給付支給対象児童がいない場合、受給事由消滅届の提出が必要です。手続きが遅れると過払いとなり、返還金が発生する場合があります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(14-②) 児童手当・特例給付 未支払請求

担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人が児童手当・特例給付を受給していた場合、故人に対する未支払い分の児童手当・特例給付の請求ができます。原則として、対象児童名義の口座に限ります。また、未支払請求の有無に関わらず、新たに監護する方からの新規認定請求が必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

☐ 振込先口座確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(14-③) 児童扶養手当資格喪失届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人以外に支給対象児童がいない場合、児童扶養手当資格喪失届の提出が必要です。手続きが遅れると過払いとなり、返還金が発生する場合があります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(14-④) 児童扶養手当受給事由変更届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

児童扶養手当の受給事由が父母障害の場合で、障害のある配偶者が亡くなられた際は受給事由変更届の提出が必要です。手続きが遅れると過払いとなり、返還金が発生する場合があります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(15-①) 児童扶養手当支給停止関係届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

児童扶養手当受給者と同居している 18 歳以上の親族（兄弟姉妹および直系血族）が亡くなられた場合は届出が必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(15-②) 児童扶養手当受給者死亡届

担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人が児童扶養手当を受給していた場合、受給者死亡届の提出が必要です。合わせて新たに監護する方からの新規認定請求が必要です。手続きが遅れると過払いに伴う返還金や不支給期間が発生する場合があります。なお、新たに監護される方により必要書類は異なります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(15-③) 特別児童扶養手当支給停止関係届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

特別児童扶養手当受給者の妻や夫（事実婚関係にある者含む）や、同居の 18 歳以上の親族（兄弟姉妹および直系血族）が亡くなられた場合は届出が必要です。

※故人の所得制限限度額超過により支給停止となっていた場合、届出により全部支給となる可能性があります。届出がなければ支給が遅れる可能性があります。また、時効となれば支給自体が不可能となる場合もあります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(15-④) 特別児童扶養手当資格喪失届



担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人以外に特別児童扶養手当支給対象児童がいない場合、資格喪失届の提出が必要です。手続きが遅れると過払いとなり、返還金が発生する場合があります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 死亡日がわかるもの（故人が市外在住の場合のみ）

(16-①) 特別児童扶養手当未支払請求

担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人が特別児童受給手当を受給していた場合、故人に対する未支払い分の手当金の請求ができます。原則として対象児童名義の口座に限ります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐振込先口座確認書類※

▶速やかに

※通帳またはキャッシュカード原本をご持参ください。

(16-②) 特別児童扶養手当の受給者死亡届・新規認定請求

担当窓口▶医療助成・児童手当課 ☎072-841-1408 FAX072-841-3039

故人が特別児童扶養手当を受給していた場合、受給者死亡届の提出が必要です。合わせて新たに監護する方からの新規認定請求が必要です。なお、新たに監護される方の状況により、必要書類は異なります。事前にご相談ください。※必要に応じて持ち物は変わります。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐戸籍謄本 ☐マイナンバーがわかるもの

▶速やかに

☐振込先口座確認書類※

※通帳またはキャッシュカード原本をご持参ください。

ひとり親になられた方へ

ひとり親になられた方が利用できる制度の案内や悩みごとのご相談をお受けします。まずは、お電話でお問い合わせください。

【主な制度】

経済的な支援

○母子父子寡婦福祉資金の貸付

日常生活の支援

○ヘルパー（家庭生活支援員）の派遣

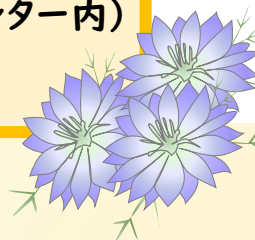
○ファミリーサポートセンター利用料の補助

など

相談窓口 ひとり親家庭相談支援センター

(ステーションヒル枚方6階 市駅前行政サービスフロア まるっとこどもセンター内)

電話 072-841-1125/FAX 072-846-7952



(17-①) 就学援助制度に係る手続き

担当窓口▶学校支援課 ☎050-7105-8043 FAX072-851-2187

受給者、対象児童・生徒が亡くなった場合は、担当課へご連絡ください。

(17-②) 枚方市奨学生に係る手続き

担当窓口▶学校支援課 ☎050-7105-8043 FAX072-851-2187

学資負担者、対象生徒が亡くなった場合は、担当課へご連絡ください。

(17-③) 原子爆弾被爆者の死亡届

担当窓口▶保健予防課 ☎072-807-7625 FAX072-845-0685

被爆者健康手帳もしくは健康診断受診者証をお持ちの方が亡くなった場合には、死亡届の提出が必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

- ☐被爆者健康手帳もしくは健康診断受診者証
- ☐各種手当証書（手当受給者のみ）
- ☐認定証（原爆症認定を受けている方のみ）
- ☐死亡診断書または死体検案書
- ☐死亡した被爆者の住民票（除票）

▶亡くなった日から14日以内

※一緒に葬祭料を申請する場合は、死亡診断書・死体検案書、住民票（除票）の省略可。

(17-④) 原子爆弾被爆者の葬祭料支給申請

担当窓口▶保健予防課 ☎072-807-7625 FAX072-845-0685

被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなった場合、その葬祭を行った方に葬祭料が支給されます。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

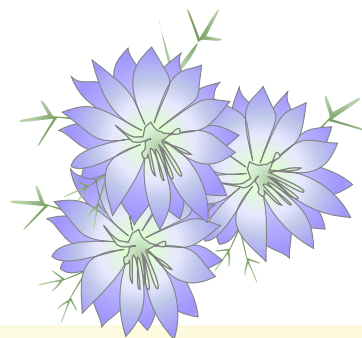
- ☐振込先口座確認書類
- ☐死亡診断書または死体検案書
- ☐死亡した被爆者の住民票（除票）
- ☐委任状（申請者が喪主以外の場合）

※大阪府所定の様式があります。

- ☐葬儀を行ったことが確認できる書類
（会葬御礼葉書、葬儀代金領収書等）

※いずれも喪主のフルネームが確認できるものに限る。

▶亡くなった日から5年以内



(18-①) 石綿（アスベスト）健康被害救済制度に係る死亡の手続き

担当窓口▶保健予防課 ☎072-807-7625 FAX072-845-0685

石綿健康被害医療手帳をお持ちの方（または申請中の方）が亡くなった場合、死亡にかかる各種手続きが必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 石綿健康被害医療手帳 他

▶速やかに

※その他必要書類等については、枚方市保健所または（独）環境再生保全機構（☎手帳をお持ちの方は0120-373-922、申請中の方は0120-389-931）へご確認ください。

(18-②) 市・府民税の相続人代表者の指定届

〒

担当窓口▶市民税課 ☎072-841-1353 FAX072-841-3039

故人に市・府民税の未納分や還付分がある場合、相続人代表者を指定する用紙をご記入いただきます。※非課税もしくは全納済の場合は手続き不要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 委任状（届出者が相続人代表者以外の場合のみ）

(18-③) 固定資産税・都市計画税 納税義務者（相続人）届出

〒

担当窓口▶資産税課 ☎072-841-1361 FAX072-841-3039

固定資産税・都市計画税納税義務者の変更の手続きです。（この届出は、固定資産税・都市計画税のみのもので、登記簿上の所有者の変更、相続税等には関係がありません。）相続放棄している等、特別な事情がある場合はお問い合わせください。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 本人確認書類

▶速やかに

☐ 戸籍等相続関係が確認できる書類
（遺言書や公正証書、遺産分割協議書）

(18-④) 土地・建物に関する緊急連絡先の届出

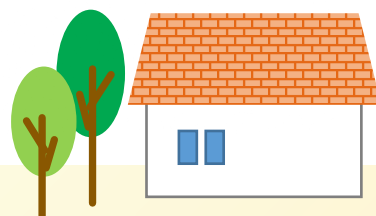
〒

担当窓口▶住宅まちづくり課 ☎072-841-1478 FAX072-841-5101

故人が所有していた土地・建物を使わなくなる場合、届出をお願いします。

災害や事故の際に、市から直接ご連絡する場合があります。

相続放棄等をされる場合についてもお知らせください。



(19-①) 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車または名義変更手続き

担当窓口▶市民税課 ☎072-841-1352 FAX072-841-3039

故人名義の原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター等)がある場合は、廃車または名義変更手続きをしてください。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

廃車又は枚方市外の人に名義変更する場合

☐ ナンバープレート ☐ 申告済証※1

☐ 本人確認書類

☐ 故人と相続人の続柄の分かる書類※2

※1 紛失している場合は、車台番号の打刻部分の写真が必要。廃車の場合は不要。

※2 戸籍の写し等。
故人と相続人が同居していた時不要。

▶速やかに

4月1日現在、所有者として登録されている方に課税されます。

◆軽自動車の廃車・名義変更は

軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所
(TEL:050-3816-1841 FAX:072-676-9131)

◆125cc 超オートバイの廃車・名義変更は

近畿運輸局大阪運輸支局
(TEL:050-5540-2058 FAX:072-825-0499)
にお問い合わせください。

(19-②) 森林の土地所有者の届出

〒

担当窓口▶農業振興課 ☎072-841-1348 FAX072-841-1278

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になられる方の届出をしてください。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 対象の森林の土地の位置を示す地図

☐ 登記事項証明書等

土地所有者を証明する書類

☐ 印鑑(朱肉式)

▶新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内

(19-③) 農地法第3条の3第1項の規定による届出

〒

担当窓口▶農業委員会事務局 ☎072-841-1534 FAX072-841-2003

農地について、所有権や賃借権を相続等により取得した人は、その農地のある農業委員会へ届出が必要です。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

☐ 相続した農地の地番、地目、面積等のわかるもの

▶相続により権利を取得した後

(20-①) 犬の登録・変更

担当窓口▶保健衛生課(環境衛生係) ☎072-807-7624 FAX072-845-0685

犬の登録を確認し、故人が飼い主である場合、犬の所有者や犬の所在地等の変更届出が必要です。また、犬が未登録の場合は犬の登録が必要です。

手続きに関して電話でお問合せください。

持 ち 物

☐あらかじめ電話でお問い合わせください。

期 限 ・ 期 間

▶飼い主が亡くなしてから
30 日以内

(20-②) 水道料金等福祉減免廃止届

〒

担当窓口▶お客さまセンター ☎072-848-5518 FAX072-898-7760

福祉減免により水道料金等の福祉減免を受けられている世帯で、減免の対象者が亡くなった場合、届出が必要です。届出用紙は、窓口で記入をお願いします。

※減免の廃止は電話でも受付しています。変更（廃止）日は、減免資格が変更(廃止)となった日です。

引き続き水道を使用し、同居者に減免資格のある方がおられる場合は、福祉減免の再申請が必要です。

持 ち 物

☐本人確認書類

☐委任状（同居親族以外の方が代理申請される場合）

期 限 ・ 期 間

▶速やかに

(20-③) 名義変更の届出・閉栓の届出

〒

担当窓口▶お客さまセンター ☎072-848-5518 FAX072-898-7760

故人が上下水道局と契約しており、今後、契約対象の水道を使用しない場合は閉栓の届出をお願いします。引き続き水道を使用される場合は、水道使用者変更届の届出をお願いします。

※閉栓届がない場合、基本料金が発生します。閉栓届は電話、水道使用者変更届は郵送でも受付けています。

持 ち 物

期 限 ・ 期 間

▶速やかに

(20-④) 水道料金等引き落とし口座の変更

〒

担当窓口▶お客さまセンター ☎072-848-5518 FAX072-898-7760

水道料金等引き落とし口座の変更は、手続きが完了するまで1～2か月の間、納付書を送付します。指定金融機関窓口、コンビニエンスストアやスマートフォンでお支払いください。手続きが完了しましたら、口座振替開始の案内ハガキを送付します。

※水道使用者の名義変更をされても引き続き同じ口座を利用される場合、届出不要です。

持 ち 物

☐口座番号確認書類

☐金融機関お届け印

(21-①) 浄化槽関係届出

担当窓口▶保健衛生課(環境衛生係) ☎072-807-7624 FAX072-845-0685

故人が浄化槽の管理者であった場合、亡くなられた日から 30 日以内に変更等の届出が必要です。

(21-②) し尿収集関係届出

担当窓口▶希釈放流センター ☎072-831-1180 FAX072-831-1184

故人が、し尿収集世帯の申込者であった場合、変更申込または、し尿収集停止届出が必要です。

(21-③) 住民基本台帳カードの返納

担当窓口▶市民課 ☎072-841-1309 FAX072-841-3039

故人が所持していた住民基本台帳カードの返納を受け付けます。返納の際は故人の住民基本台帳カードをご持参ください。※返納は、任意です。不要になった時に返納してください。

(21-④) 個人番号カード（通知カード）の返納

担当窓口▶市民課 ☎072-841-1309 FAX072-841-3039

故人が所持していた個人番号カード（通知カード）の返納を受け付けます。返納の際は故人の個人番号カード（通知カード）をご持参ください。

※返納は任意です。手続等で個人番号（マイナンバー）を求められることがあります。

ただちに返納する必要はありませんので、不要になった時に返納してください。

(21-⑤) 印鑑登録証の返納

担当窓口▶市民課 ☎072-841-1309 FAX072-841-3039

故人が所持していた印鑑登録証の返納を受け付けます。返納の際は故人の印鑑登録証をご持参ください。※返納は、任意です。

本人確認書類とは

来られた方の本人を確認するため、窓口で提示していただきます。

・官公署が発行した写真付きの本人確認書類

マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

・官公署が発行した写真がない本人確認書類

健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳または基礎年金番号通知書など。

手続きによっては、2 点の提示を求められることがあります。

なお、有効期限が切れたもの、マイナンバーの通知カード（紙のカード）は本人確認書類には該当しません。

戸籍謄本について

請求できる人は、本人のほか同一戸籍にある方、配偶者、直系尊属卑属の方です。

その他の方は委任状が必要となります。

本人確認書類を持参のうえ（写真付きは1点、写真無しは2点）、市役所本館1階証明発行コーナー、支所、市駅市民窓口センターへお越しください。

なお、本籍地が他市の方については、交付申請者及び本人確認書類等、一定の制約がありますので、詳しくは市のホームページをご覧ください。証明発行窓口 072-841-1306（直通）までお問い合わせください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000050795.html>

また、戸籍の請求は、窓口以外にも下記のとおり郵送でも可能です。



■ 郵送での請求方法

送り先は、本籍地の自治体の戸籍担当部署に確認をお願いします。便箋に以下のことを記入してください。

- ① 証明が必要な人の本籍地・筆頭者名
- ② 必要な証明書とその通数
- ③ その証明書の使用目的・提出先
- ④ 申請者の住所・氏名・生年月日
- ⑤ 昼間に連絡の取れる電話番号（携帯電話可）

同封するもの

・申請者の本人確認書類の写し

写真付きの本人確認書類の写し1点、もしくは、各種保険証・年金手帳などの官公署が発行した写真なしの資格証明書2点の写し。

・返信用封筒

切手を貼った定形封筒で、返信先の住所（住民登録地のみ）と氏名等を書いてください。複数請求の場合などは、余分に切手を同封してください。

・手数料

郵便局で販売している手数料分の郵便定額小為替を購入し、無記名のまま封筒に同封してください。

・全部事項証明（戸籍謄本）・個人事項証明（戸籍抄本） 1通 450円

・改製原戸籍の謄本・抄本（電子化前の戸籍） 1通 750円

・除籍の謄本・抄本 1通 750円

●枚方市役所の窓口での取得方法については、次のホームページからご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000000450.html>



■ 亡くなられた方の過去の戸籍の本籍地・筆頭者について

婚姻や転籍等で戸籍は変わりますが、亡くなられた方の過去の戸籍の情報（本籍地・筆頭者）は、現在の戸籍謄本（除籍謄本）の戸籍事項（従前の記録）や、亡くなられた方の身分事項（従前戸籍）に記載されています。

代理人による申請について

代理人が来られる場合は、代理人本人の本人確認書類とともに下記の書類が必要となります。

・後見人・保佐人・後見人・保佐人を証明する書類。

・親権者・必要に応じて戸籍謄本等の書類の提示を求める場合があります。

・任意代理人・委任者からの委任状（なお、委任状については、下記の要件を満たしてください。）

① 代理人の住所と氏名を記載してください。

② 委任する手続の内容を記載してください。

例）私は上記を代理人に定め、世帯主変更届について権限を委任します。

③ 委任者（本人）の住所・氏名・生年月日を自署で記載してください。

特に、③について、委任者の自署でない場合は受付できませんので、ご注意願います。

また、コピー、ファックスの委任状は受付できません。

使用していない土地・建物をきちんと管理するために



土地・建物は、管理が行き届かず、瓦や外壁の飛散や倒木などにより、他人の身体・財産を傷つけてしまうと、責任を問われることもあります。定期的に現地の確認を行い、適正な維持管理をお願いします。

維持管理のポイント

- 外周の清掃・草木の手入れ
 - ↳ごみ拾い／除草・樹木の剪定／郵便物の整理
- 建物の点検
 - ↳建物・設備の傷み／雨漏り／不用品の片づけ
- 通風・換気・通水
 - ↳窓・収納扉を開放／換気扇の運転／蛇口の通水

専門技術に関すること

- ★一般社団法人 大阪府パストコントロール協会
TEL：06-6942-1891 FAX：06-6942-3699
↳ハチ・シロアリ・ゴキブリなど病害虫の駆除
- ★枚方市造園業協会 <http://www.hirazou.com>
↳庭木の管理から樹木の伐採・後処理など

管理支援サービスの活用

- NPO法人 空家・空地管理センター
TEL：0120-336-366 FAX：03-6300-9921
↳毎月定額で空き家の管理を依頼できます
- 公益社団法人 枚方市シルバー人材センター
TEL：072-844-2901 FAX：072-841-1088
↳清掃作業や除草、樹木の剪定など。見積もり無料

不動産売買に関すること

- 公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部
TEL：06-6947-0341 FAX：06-6947-7661
- 一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部
TEL：072-833-1119 FAX：072-833-2311

故人の家から出るごみについて

家屋の整理などで粗大ごみが出る場合は、枚方市粗大ごみ予約センター（0120-66-8153）をご利用ください。

※ 原則、親族からの申し込みに限ります。 ※ 業者の作業により発生したごみは不可

（問い合わせ）枚方市 環境事業課 TEL：072-849-7969 FAX：072-848-1821

譲渡所得特別控除の確認書の発行について



使用していない土地・建物を譲渡するときに、税制の優遇を受けられる場合があります。
枚方市では、空き家と低未利用土地等にかかる確認書を発行しています。

空き家の譲渡所得の3,000万円控除

相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋^{※1}を相続した相続人が、当該土地及び家屋^{※2}を売って一定要件に当てはまる場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。（R6.1.1拡充／適用期限：R9.12.31）

※1 S56年5月31日以前建築のものに限る

※2 家屋の耐震性が不足する場合、譲渡前または譲渡日の翌年2月15日までに除却または耐震改修を行う必要があります。

低未利用土地等の長期譲渡所得の100万円控除

空き家・空き地が増加する中、新たな利用意思を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する一定の低未利用土地等[※]を売った場合、長期譲渡所得から100万円を控除することができます。（適用期限：R7.12.31）

※ 売った年の1月1日において所有期間が5年を超えること、土地と建物の取引額の合計が500万円（市街化区域等の場合は800万円）以下であることなど、適用要件があります。

譲渡所得＝譲渡価額－取得費－譲渡費用－特別控除

※制度詳細および税制に関する質問は税務署まで

（問い合わせ）枚方市 住宅まちづくり課 TEL：072-841-1478 FAX：072-841-5101

枚方市若者世代空き家活用補助制度のご案内

市内の空き家を活用して、枚方市に定住してくれる若者世帯・子育て世帯を応援する制度です。

市内賃貸・実家等[※]
または市外に
1年以上居住



40歳未満の夫婦等
または
18歳未満の子がいる
若者・子育て世帯



S56.5以前築の
空き家の除却・新築
または
耐震化リフォーム

空き家の除却・住宅の新築・
リフォームにかかる工事費用を
最大100万円補助します。

※各種契約前に事前協議が必要です

※2 親等以内の親族が所有する住宅

（問い合わせ）枚方市 住宅まちづくり課 TEL：072-841-1478 FAX：072-841-5101

おくやみコーナー持ち物一覧

1. 届出人に関するもの

- ・ **本人確認書類** 免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書等いずれかひとつ
- ※ **葬儀の領収書** 故人が後期高齢者医療保険・国民健康保険に加入の場合のみ必要
故人が社会保険加入(任意継続含む)、国保組合加入、生活保護受給の場合は不要
※葬儀の領収書がない場合は下記のいずれかひとつ

「火葬の領収書」「請求書」「葬儀執行証明書」「会葬礼状」

- ・ **通帳 または キャッシュカード(支店名必要)** ※振込のための口座登録に必要
- ・ **認印** ※市役所内では基本不要ですが、市役所以外で必要になる可能性あり
- ・ **金融機関届出印 ・ 通帳 または キャッシュカード(支店名必要)**
※故人が水道料金の引落口座の名義人で変更する場合は必要

2. 故人に関するもの

- ・ **死亡診断書 または 死体検案書のコピー**
- ・ **被保険者証等** 健康保険資格確認書(市町村国保・後期高齢に加入の方)
- ・ 以下は故人がお持ちの場合

「介護保険証医療証」「障害者手帳」「重度障害者医療証」「難病受給者証」

※重度障害者医療証対象者：大阪府以外の病院で受診された場合 ⇒ 「該当の領収書」

- ・ 原爆の被爆者の方 ⇒ ①「被爆者健康手帳」もしくは「健康診断受診者証」
②「死亡診断書」もしくは「死体検案書」
- ・ 石綿(アスベスト)の被害者の方 ⇒ 「石綿健康被害医療手帳」
- ・ 「印鑑登録証」(任意)
- ・ 「緊急通報装置」(本体・手元スイッチ・ペンダント)

3. その他

- ・ 世帯主変更(故人が世帯主であり、同一世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合)の手続きにおいては、別世帯員からの届出の場合、委任状が必要です。
- ・ その他、お手続き内容によっては、相続権が無い方からの届出の場合、委任状が必要な可能性があります。

※市役所駐車場・駐輪場をご利用の場合は、必ず駐車券・駐輪券をお持ちください。

(記入例)

委任状

(代理人)

住 所 枚方市楠葉並木2丁目29番3号

氏 名 楠葉 次郎

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

☐ (例1) 枚方 太郎 の死亡に伴う世帯主変更

☐ (例2) 枚方 太郎 の死亡に伴う手続き全般

☐

※その他、委任される手続きについて全て記入してください。

(委任者)

令和 6 年 4 月 1 日

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

氏 名 枚方 花子

生年月日 昭和 9 年 9 月 18 日

※委任状は、委任者の方がすべて自署してください。

(自署が難しい場合は必要事項を代筆の上、委任者の氏名欄への記名押印が必要です)

※□のあとに委任する申請・届出等の内容を記入してください。

※委任する申請・届出内容によって委任者欄の該当者が異なる可能性があります。

詳しくはおくやみガイドブックの「持ち物」欄をご確認ください。

※代理人は、委任者直筆の委任状と代理人本人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書等）をお持ちください。

※コピー、電送ファックスの委任状は受理できません。

委任状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

- ☐
- ☐
- ☐

(委任者)

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 年 月 日 _____

※委任状は、委任者の方がすべて自署してください。

(自署が難しい場合は必要事項を代筆の上、委任者の氏名欄への記名押印が必要です)

※□のあとに委任する申請・届出等の内容を記入してください。

※委任する申請・届出内容によって委任者欄の該当者が異なる可能性があります。

詳しくはおくやみガイドブックの「持ち物」欄をご確認ください。

※代理人は、委任者直筆の委任状と代理人本人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書等）をお持ちください。

※コピー、電送ファックスの委任状は受理できません。